

子育て支援・サポート制度

子育て世帯訪問支援事業 (育児ヘルパーの派遣)

出産後もなく体調不良などのため家事や育児が困難な家庭に育児ヘルパーを派遣して、産後の生活のお手伝いをします。

■**利用方法** 原則としてサービス開始希望日の2週間前までにお申し込みください。

■**利用期間**

出産後1年以内、20回まで(多胎児は30回まで)。1日1回まで、1回につき原則2時間以内です。(利用できる時間帯は、午前9時～午後6時。この時間帯以外は要相談。)

■**利用料金**

1時間あたり600円(所得の状況に応じて減額があります)

※家庭に感染症にかかっている(またはその疑いがある)方がいる場合は、派遣できません。



★**申し込み/問い合わせ**

各区保健福祉センター家庭健康課、各総合支所保健福祉課(P.66)

病児・病後児保育

当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないまたは病気の回復期にあり、集団保育が困難なお子さん(概ね生後6か月から小学校6年生まで)を実施施設で預かります。

- 実施施設**
- てらさわ小児科(杉の子ルーム)**
TEL 303-1519/青葉区中山2-26-20
 - わくわくモリモリ保育所**
TEL 797-3981/青葉区五橋1-6-2 KJビル3階
 - 幼保連携型認定こども園仙台保育園病児・病後児保育室「ぼんだ」**
TEL 395-7201/若林区南鍛冶町96-8
 - すすき整形外科・小児科内科**
TEL 248-1665/太白区長町南3-35-1
 - こん小児科クリニック(komorebi(こもれび)保育室)**
TEL 725-7566/泉区八乙女中央2-4-25

■**利用料金** 1日あたり 2,000円

※所得の状況により利用料金が減免されます。

※給食費、医療費等は利用に応じて別途かかります。

■**利用の流れ**

- ①事前登録が必要ですので「病児・病後児保育登録申請書」に記入し、実施施設に提出してください。
- ②利用を希望するときは、家庭医(かかりつけ医等)の診察を受けて発行された「家庭医連絡票」をご準備ください。また、実施施設へ空き状況をご確認ください。
- ③利用の際に「病児・病後児保育利用申請書」に記入し、②の「家庭医連絡票」を添えて実施施設へ提出してください。※各様式は仙台市ホームページからダウンロードできます。

■**民間施設**

上記5施設のほか、民間施設でも病児保育が行われています。詳細は仙台市ホームページをご参照ください。

★**申し込み** 直接実施施設へ

子ども食堂一覧

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会(仙台市ボランティアセンター)で把握している仙台市内の子ども食堂一覧をホームページに掲載しています。
<https://www.ssvc.ne.jp/kodomoshokudou/>



★**問い合わせ**

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会(仙台市ボランティアセンター)
青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ4階(TEL 262-7294 FAX 216-0140)

子育て支援ショートステイ

0歳から小学6年生までの子どもの保護者が入院や育児疲れ等で一時的に子育てができなくなったときに、児童養護施設・乳児院や、里親のもとで原則として7日間まで子どものお世話をします。(施設の状況により、受け入れできない場合もあります。)

■**利用料金**(1日あたり)2歳未満児 5,350円
2歳以上児 2,750円

※所得等の状況により利用料金が軽減されます。

★**申し込み** 各区保健福祉センター家庭健康課、
青葉区宮城総合支所保健福祉課(P.66)

仙台すくすくサポート事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

「お子さんを預かってほしい方(利用会員)」と「お子さんを預かることができる方(協力会員)」が、お互いの信頼関係のもとに行う子育て支援活動。仙台市が運営するファミリー・サポート・センター事業です。

■**会員の種類**

- 利用会員**
概ね生後2か月から小学6年生までの子どものいる方
- 協力会員**
安全に子どもを預かることができる20歳以上の健康な方
- 両方会員** 利用会員と協力会員を兼ねる方
※協力会員・両方会員は、仙台すくすくサポート事業事務局が実施する講習会を受講する必要があります。

■**援助活動の内容(例)**

- 協力会員または両方会員宅での預かり**
- 保育施設、習い事等への送迎と、その前後の預かり**
- 病気回復期の預かり**
保育施設からの緊急呼び出し時の対応と、1～2時間の短時間預かりまたは病児・病後児保育施設への送迎の援助。詳しくはお問い合わせください。
※具体的な援助内容は、協力会員と利用会員との事前打ち合わせによる合意で決まります。

■**報酬**

- 平日午前7時～午後8時
1時間700円(以後30分ごとに350円)
- 土・日・祝日・年末年始、上記以外の時間帯
1時間800円(以後30分ごとに400円)
その他交通費、おやつ代及び食事代は別途実費

■**援助を受けるまでのおおよその流れ**

- 仙台市ホームページに掲載している説明動画を視聴
- 入会申し込み・会員登録(入会費・年会費等はありません。)
- 協力会員の紹介・協力会員との事前打ち合わせ

■**援助活動のサポート**

- 援助活動に関するご相談
仙台すくすくサポート事業事務局のアドバイザーが、ご相談に応じます。
- 万が一の事故への備え
団体総合補償制度費用保険と賠償責任保険の2つの保険に加入しています。保険料は仙台市が負担します。
- その他 ひとり親家庭等の利用にあたり、利用料の一部を助成する制度があります。

★**申し込み/問い合わせ**

仙台すくすくサポート事業事務局
(TEL 214-5001 FAX 214-8610)

乳幼児健康診査・予防接種

新生児聴覚検査費用助成事業

耳の聞こえ（聴覚）の障害を早い時期に発見するために、出生後間もない時期に実施する検査です。仙台市では、この検査を全ての赤ちゃんに安心して受けていただくため、検査費用の一部を助成しています。宮城県外の医療機関で実施する場合、検査後の申請により、検査費用の一部を助成します。（詳細はホームページをご覧ください。）



先天性代謝異常等検査事業

赤ちゃんの病気の早期発見・早期治療のために先天性代謝異常等の検査を行っています。検査費用は仙台市が負担しますので無料です。ただし、医療機関で行う採血にかかる費用（採血料）は保護者の方の負担となります。

乳児健康診査

お子さんの発育や発達を確認して、病気等を早期発見するとともに、小児科医による育児指導を行う乳児健康診査を実施しています。仙台市では、2か月児、4～5か月児、8～9か月児の3回、無料で実施しています。

- 対象者 仙台市内にお住まいの乳児（生後2か月児、4～5か月児、8～9か月児の各時期1回）
- 診査項目 問診、身体計測、聴打診、保健指導（生活指導・栄養指導等）、その他必要に応じ検尿、血液検査
- 受診方法 生後1～1か月半頃に郵送される母子健康手帳別冊（乳幼児編）の受診票を持って、仙台市乳児健康診査登録医療機関を受診してください。

登録医療機関は
こちらで検索▶



3～4か月児育児教室

詳しくはP.11をご参照ください。

フッ化物歯面塗布助成事業

仙台市では、むし歯のない子どもの増加を目指し、医療機関でフッ化物歯面塗布を1回無料で受けられる助成事業を行っています。

- 対象者 仙台市にお住まいの乳幼児（生後8か月～1歳6か月を迎える前日まで）
※8～9か月児を対象に行われる乳児健康診査を先に受診し、「☆せんだい☆でんたるノートF」を受け取ってから受診してください。
- 内容 登録歯科医療機関でフッ化物歯面塗布を実施します。
- 受診方法 生後1～1か月半頃に郵送される母子健康手帳別冊（乳幼児編）の助成券と、8～9か月児乳児健康診査を受けた際に医療機関から配付される「☆せんだい☆でんたるノートF」を持って、仙台市フッ化物歯面塗布助成事業登録歯科医療機関を受診してください。
※仙台市外の医療機関で乳児健康診査を受診した場合には、お住まいの区の区役所家庭健康課または総合支所保健福祉課にて「☆せんだい☆でんたるノートF」をお受け取りください。

登録医療機関は
こちらで検索▶



幼児健康診査

仙台市では1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施しています。

	1歳6か月児健康診査	2歳6か月児歯科健康診査	3歳児健康診査
内 容	小児科・歯科健康診査等を行う総合的健康診査です。お子さんの発育・発達の確認や、育児相談等を行います。	歯科健康診査を行うとともに、育児・発達相談等を行います。	小児科・歯科健康診査等を行う総合的健康診査です。お子さんの発育・発達の確認や、育児相談等を行います。
対 象 者	1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児	2歳6か月を超え満3歳に達しない幼児	3歳7か月を超え満4歳に達しない幼児
実施場所	お住まいの区の区役所・総合支所		
受診方法	日程について各ご家庭に通知しますので、指定された日時に区役所・総合支所にお越しください。通知した日程のご都合が悪い場合は変更ができます。詳しくは案内通知をご確認ください。		

5歳児のびのび発達相談

5歳のお誕生日を迎えるお子さんに、相談の案内と「5歳の子どものチェックシート」をお送りしております。相談を希望される方はお申込みください。

詳細はこちら▶



★申し込み／問い合わせ 各区保健福祉センター家庭健康課、各総合支所保健福祉課（P.66）

お子さんの予防接種

[定期予防接種]

- 予防接種はお子さんの体調の良いときに接種間隔を守って受けましょう。
- 県外や県内の他市町村の医療機関において、接種を希望される場合はお問い合わせください。
- *印の接種は、母子健康手帳別冊(乳幼児編)の予診票を使用してください。
- BCGの接種日程は、市政だよりや仙台市のホームページをご覧ください。

予防接種に関する
情報はこちらから▶



予防接種の種類	対象者()内は標準的な接種年齢	回数	標準接種間隔
* Hib(ヒブ)感染症 * 小児の肺炎球菌感染症	生後2か月の月誕生日の前日から5歳の誕生日の前日まで (標準初回接種開始 生後2~6か月)		初回接種の月齢により異なります。 詳細は予防接種説明書をご確認ください。
* 4種混合 (ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ)	1期初回 生後2か月の月誕生日の前日から7歳6か月の 月誕生日の前日まで(標準接種 生後3~11か月)	3回	20日~56日までの 間隔を置いて3回
	1期追加 生後2か月の月誕生日の前日から7歳6か月の 月誕生日の前日まで	1回	1期初回(3回)終了後、12か月~ 18か月までの間隔を置いて1回
* B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで(標準接種 生後2~8か月)	3回	1回目接種から27日以上の間隔 を置いて2回目、1回目接種から 139日以上の間隔を置いて3回目
* ロタウイルス	ロタリックス (1価) 生後6週0日後から出生24週0日後まで (初回接種 生後2月~出生14週6日後まで)	2回	2回目以降27日以上の上の 間隔を置いて接種
	ロタテック (5価) 生後6週0日後から出生32週0日後まで (初回接種 生後2月~出生14週6日後まで)	3回	
2種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで (標準接種 11歳)	1回	
* BCG(結核)	1歳の誕生日の前日まで(標準接種 生後5~7か月)	1回	
* 麻しん・風しん (MR)	1期 1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで	1回	
	2期 小学校入学の前年度1年間	1回	
* 水痘	1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで(標準接種 生後12~15か月)	2回	6か月~12か月までの間隔を置いて2回
* 日本脳炎	1期初回 生後6か月の月誕生日の前日から7歳6か月の 月誕生日の前日まで(標準接種 3歳)	2回	6日~28日までの 間隔を置いて2回
	1期追加 生後6か月の月誕生日の前日から7歳6か月の 月誕生日の前日まで(標準接種 4歳)	1回	1期初回(2回)終了後、 概ね1年後に1回
	2期 9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日 まで(標準接種 9歳)	1回	

- 日本脳炎について、平成17~21年度までの積極的な勧奨の差し控えによって、接種の機会を逃したお子さんに対する特例措置が設けられています。
- 令和6年4月より5種混合ワクチン(従来の4種混合ワクチン+Hib(ヒブ)感染症ワクチン)定期接種が開始される予定です。詳しくは、
仙台市ホームページをご覧ください。

[任意予防接種]

- 対象者に対して、おたふくかぜ予防接種費用の一部を公費で助成します。保護者の方は、予防接種の効果と副反応を十分理解した上で、接種を判断してください。

種類	対象者(回数)	実施場所
おたふくかぜ	1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで(1回)(自己負担2,500円) 予診票は登録医療機関にあります。*自己負担免除の対象となる方もいます。	仙台市内の予防接種登録医療機関

★問い合わせ 各区保健福祉センター家庭健康課,各総合支所保健福祉課(P.66)

障害のあるお子さんのために

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)

身体に障害がある方、知的発達に遅れがある方などのために交付され、各種の福祉サービスや税制等の優遇措置が受けられます。

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター障害高齢課、青葉区宮城総合支所障害高齢課(P.66)

※精神障害者保健福祉手帳については、太白区秋保総合支所保健福祉課でも申請受理を行います。

障害児福祉手当

■対象

- 20歳未満で重度の障害があり日常生活に常時介護を必要とする在宅の方(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳Aの一部、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など)
ただし、次の場合は支給されません。
 - 1 児童またはその扶養義務者等の所得が一定額以上のとき
 - 2 児童が施設等に入所しているとき
 - 3 児童が障害を事由とする公的年金を受給しているとき

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター障害高齢課、青葉区宮城総合支所障害高齢課(P.66)

特別児童扶養手当

精神や身体に中度以上の障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、あるいは父母が監護しない場合に父母に代わってその児童を養育している方に手当が支給されます。

■対象

- ①1級
身体障害者手帳1,2級の一部と療育手帳A、およびこれらと同程度の障害を有する児童
- ②2級
身体障害者手帳3級の一部、4級の一部、療育手帳Bの一部およびこれらと同程度の障害を有する児童
ただし、次の場合は支給されません。
 - 1 所得が一定額以上のとき
 - 2 児童が施設に入所しているとき
 - 3 児童が障害を事由とする公的年金を受給できるとき

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター保育給付課、各総合支所保健福祉課(P.66)

心身障害者医療費助成

■対象

- 特別児童扶養手当1,2級に該当する方
- 身体障害者手帳1級から3級を所持する方
- 療育手帳Aを所持する方
- 療育手帳Bで公的年金の障害基礎年金等を受給している方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方

■助成額

障害の程度により保険診療の自己負担相当額の全部または一部が助成されます。
(入院時食事療養費の自己負担相当分は、助成の対象になりません。)

ただし、生活保護を受けている方や、所得が一定額以上の方は、助成は受けられません。

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター障害高齢課、青葉区宮城総合支所障害高齢課、太白区秋保総合支所保健福祉課(P.66)

心身障害者扶養共済制度

保護者が毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度の障害を負った場合、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター障害高齢課、青葉区宮城総合支所障害高齢課・太白区秋保総合支所保健福祉課(P.66)

ホームヘルパーの利用

障害のため日常生活を営むのに支障がある、障害児(者)、難病患者の方などの家庭にホームヘルパーを派遣し、介護や身の回りの世話をします。

■利用方法

介護給付費支給申請を行い、支給決定を受けることが必要です。

■費用

所得や利用時間等に応じた自己負担があります。

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター障害高齢課、青葉区宮城総合支所障害高齢課(P.66)

移動支援

障害等のために外出時に介護等が必要な障害児(者)、難病患者の方などにヘルパーを派遣して、外出時の介護等を行います。

■利用方法

利用助成申請を行い、支給決定を受けることが必要です。

■費用

利用に応じた自己負担があります。

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター障害高齢課、
青葉区宮城総合支所障害高齢課(P.66)

日中一時支援(日中ショートステイ)

障害児(者)、難病患者の方などを介護している保護者が病気や休養などで介護できない場合、一時的に施設を利用できます。

■利用方法

利用助成申請を行い、支給決定を受けることが必要です。

■費用

所得や施設の利用時間に応じた自己負担があります。また、食事代などの実費負担があります。

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター障害高齢課、
青葉区宮城総合支所障害高齢課・太白区秋保総合支所保健福祉課(P.66)

短期入所(ショートステイ)

障害児(者)、難病患者の方などを介護している保護者が病気や休養などで介護できない場合、一時的に施設を利用できます。

■利用方法

介護給付支給申請を行い、支給決定を受けることが必要です。

■費用

所得や施設の利用時間に応じた自己負担があります。また、食事代などの実費負担があります。

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター障害高齢課、
青葉区宮城総合支所障害高齢課、太白区秋保総合支所保健福祉課(P.66)

※詳しくはせんだいふれあいガイドをご覧ください。各区・総合支所の窓口でお渡ししています。

こちらからダウンロードもできます▶



ひとり親家庭のために

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。

■対象

- 次のいずれかに該当する18歳になった年の年度末までの児童(心身に一定の障害をもつ児童は、20歳未満)を監護している母または父、母または父にかわって児童を養育している方。
 - ① 父母が離婚した児童(事実婚の解消等を含む)
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が重度の障害者である児童
 - ④ 父または母が一年以上拘禁されている児童
 - ⑤ 父または母が生死不明の状態にある児童
 - ⑥ 父または母から一年以上遺棄されている児童
 - ⑦ 未婚の母の子である児童
 - ⑧ 父または母が保護命令を受けた児童
- 次のような場合は手当が支給されません。
 - ① 手当を受けようとする母・父・養育者または同居している家族の所得が一定額以上あるとき
 - ② 児童が、児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)に入所しているとき
- 手当を受給してから5年後等に働く意欲がない場合等は手当が1/2に減額される場合があります。

★申請/問い合わせ

各区保健福祉センター保育給付課、各総合支所保健福祉課(P.66)

母子・父子家庭医療費助成

ひとり親家庭や両親のいない児童に対して、医療費の自己負担分の一部を助成します。

■対象

- ① 母子家庭の母とその児童
 - ② 父子家庭の父とその児童
 - ③ 父母のいない児童
- 児童が18歳になる年度末まで対象となります。
ただし、生活保護を受けている方や所得が一定額以上の方は、助成の対象となりません。

★申請/問い合わせ

各区保健福祉センター保育給付課、各総合支所保健福祉課(P.66)

家庭生活支援員の派遣

ひとり親家庭の方が、病気、出張、冠婚葬祭、学校の行事など一時的に家事育児に困るときに、日常生活の世話や保育を行う家庭生活支援員を派遣します。なお、小学生以下の子どもがいるひとり親家庭の方は、残業により帰宅時間が遅くなる場合等に定期的な利用ができます。(所得等の要件があります。)

■対象

母子家庭・父子家庭・寡婦

■利用時間

午前9時から午後6時(1時間単位)。
この時間外の場合はご相談ください。

■内容

乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、買物、医療機関等との連絡など

■費用

所得に応じて費用負担があります。

★申請/問い合わせ 各区保健福祉センター家庭健康課、青葉区宮城総合支所保健福祉課(P.66)

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、様々な問題のために子どもの養育が十分できない場合に子どもと一緒に利用できる施設です。入居者に対しては生活指導及び就職指導等を行い、母子の自立促進を図ります。なお、所得に応じて費用負担があります。

施設名	経営(設置)主体	定員
仙台むつみ荘	社会福祉法人仙台市社会事業協会	各20世帯
仙台つばさ荘	社会福祉法人仙台市社会事業協会	

★申請/問い合わせ 各区保健福祉センター家庭健康課、青葉区宮城総合支所保健福祉課(P.66)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭・父子家庭・寡婦の方を対象に各種資金の貸し付けを行っています。資金の種類や貸付限度額など、詳しい内容についてはお問い合わせください。なお、申請には事前相談が必要です。また、貸付には審査があります。

★申請／問い合わせ 各区保健福祉センター家庭健康課、
青葉区宮城総合支所保健福祉課(P.66)

仙台市母子家庭相談支援センター

母子家庭の母及び寡婦の方を対象に、相談員が個別の家庭状況、就業適性、就業経験等に応じた就業相談や養育費相談を行います。

■相談受付時間

火曜日～土曜日(祝日、休館日、年末年始を除く。)
午前9時～午後5時(火曜日は午前11時～午後7時)
※面接または電話により相談をお受けします。

★問い合わせ

仙台市母子家庭相談支援センター
青葉区中央1-3-1 AER29階 エル・ソーラ仙台内
TEL 212-4322 FAX 268-3911

仙台すくすくサポート事業(P.33)

ひとり親家庭等の方が利用する場合、利用料の1/2を助成します。(月上限2万円、助成にあたり対象要件があります。)

★申請／問い合わせ

仙台すくすくサポート事業事務局
TEL 214-5001 FAX 214-8610

仙台市父子家庭相談支援センター

父子家庭の父及び寡父の方を対象に、就業や生活一般の電話・メール相談を行います。

■電話相談受付時間

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。)
午後6時～午後8時

■メール相談

メールアドレス:kosodate@personal-support.org

★問い合わせ

仙台市父子家庭相談支援センター
青葉区二日町6-6
シャンボール青葉2階 パーソナルサポートセンター内
TEL 302-3663

※詳しくはひとり親サポートブック・うえるびいをご覧ください。各区の窓口でお渡ししています。

こちらからダウンロードもできます▶

